

## 地方独立行政法人岩手県工業技術センターが保有する法人文書の開示等に関する規則

制定 令和4年10月1日  
最終改正 令和5年3月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センターが保有する法人文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書に記載することができる事項)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書には、同項に規定する開示請求に係る法人文書について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 開示の実施を希望する日
- (3) 写し等を送付する方法により法人文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- (4) 開示の実施の方法等の申出に係る事項

(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)

第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示を実施する日時
- (2) 開示を実施する場所
- (3) 手数料の額及び法人文書の写し等の送付に要する費用に相当する額
- (4) 開示の実施の方法等の申出に係る事項

(第三者に通知する事項)

第4条 条例第15条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出先
- (2) 意見書の提出期限

(開示の実施の方法)

第5条 法人文書の開示の実施は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法人文書に限り行うものとする。

- (1) 文書又は図画の閲覧 岩手県工業技術センター内で閲覧することができる法人文書
- (2) 文書又は図画の写しの交付 理事長が保有する乾式の複写機その他の機器を用いて写しを作成することができる法人文書
- (3) 電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は複製物の交付 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、情報公開窓口内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの
- (4) 電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、理事長が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの

(開示を受ける者が申出をする事項)

第6条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 開示を求める部分
- (3) 開示の実施を希望する日
- (4) 写し等を送付する方法により法人文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第6条第1項に規定する開示請求書にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、同条第2項の規定による申出とみなす。

(手数料の徴収等)

第7条 条例第32条第2項の法人が定める開示に係る手数料及び法人文書の開示の実施に係る手数料については、別表に定めるとおりとする。

- 2 開示を受ける法人文書1件につき、次表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の算出の方法の欄中開示の実施の方法の欄に掲げる方法に応じ、それぞれ同表の算出の方法の欄中金額の欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下「基本額」という。)。ただし、基本額(情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。)第16条第4項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定に基づき更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 3 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示請求に係る手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における開示の実施に係る手数料については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
  - (1) 一の法人文書ファイル等(公文書の管理に関する条例(令和4年岩手県条例第20号)第11条第2項に規定する法人文書ファイル等をいう。以下同じ。)にまとめられた複数の法人文書
  - (2) (1)に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 4 手数料は、開示決定等(条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。)を受けた後速やかに納付しなければならない。
- 5 既納の手数料は、還付しない。
- 6 法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、法人文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

(送付に要する費用の納付)

第8条 写し等を送付する方法により法人文書の開示を受ける者は、第7条の規定により手数料を納付する際に、当該法人文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

(実施状況の公表の方法)

第9条 条例第24条の規定による実施状況の概要の公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。  
(行政文書の開示等に関する規則の廃止)
- 2 地方独立行政法人岩手県工業技術センター理事長が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成18年制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センターが保有する法人文書の開示等に関する規則第7条及び第8条の規定は、この規則の施行の日以後にされた情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第45条に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

## 別表（第7条関係）

## (1) 法人文書の開示請求に係る手数料

区 分	算出方法
法人文書の開示請求に係る手数料	開示請求に係る法人文書1件につき 300円

## (2) 法人文書の開示の実施に係る手数料

区 分 (法人文書 の種別)	算出の方法		
	開示の実施の方法		金 額
文書又は図 画	1 乾式の複写機による写し（日本産業規格 A列3番の大きさまでのものに限る。）の 交付	白黒	1枚につき10円（両面に複写 した場合には、20円）
		カラー	1枚につき40円（両面に複写 した場合には、80円）
	2 1に掲げる以外の写しの交付		当該写しの作成に要する費用 に相当する額
電磁的記録	1 複製物の交 付	ア 光ディスク（日本産業規格X 0606及びX6281に適合する直径 120ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することが可能な ものであって、700メガバイトの ものに限る。）に複製した複製物	1枚につき80円
		イ アに掲げる以外の複製物	当該複製物の作成に要する費 用に相当する額
	2 紙その他こ れに類するも のに印字し、 又は印画した ものの写しの 交付	ア 乾式の複写機による写 し（日本産業規格A列3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒
カラー			1枚につき40円（両面に複写 した場合には、80円）
		イ アに掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用 に相当する額